

「特定感染症」対策プラン

業務災害総合保険

(業務災害補償特約、特定感染症等対応費用補償特約、所得補償保険金支払特約 等セット)

例えば

「新型コロナウイルス感染症」対策! どこまで備えができていますか?

想定されるリスク

職場・
事業場の汚染
(消毒作業)



職場で
集団感染
(職場クラスター)



業務以外で
感染!休業!
(入院、宿泊・在宅療養)



想定される企業責任やトラブル

業務災害としての補償責任
(労災認定)

容体急変! 重症化! 後遺症!
(職場離脱・長期休業)

安全配慮義務違反としての
使用者責任
(従業員からの民事訴訟)

感染を理由に
職場でのいじめや嫌がらせ
(ハラスメント)

企業としての誠意のある対応により、 ビジネスへの影響を最小限に抑えることができます！

業務中

対策1

特定感染症等対応費用保険金

再発予防 (職場の消毒)

補償対象者が感染した特定感染症等(※1)の原因となった病原体により貴社の施設(※2)が汚染された場合または汚染の疑いがある場合に、保健所等から消毒その他の処置の命令等を保険期間中に受けたことにより生じた損害に対して、保険金として50万円を貴社にお支払いします。消毒費用、代替社員雇入費用などの、命令等を受けたことにより貴社が負担した費用に充当することができます。

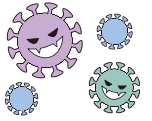
(注)この特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が、複数のご契約を通算してのお支払いの限度額となります。

(※1)新型コロナウイルス感染症および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類～三類感染症をいいます。

【一類～三類感染症の具体例】(2020年10月現在)

エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9亜型に限ります。)

(※2)貴社が所有、使用または管理する日本国内の施設をいいます。



ご注意

保険期間開始日の翌日からその日を含めて14日以内に発生した消毒命令等(※) (初めて特定感染症等対応費用保険金がセットされたご契約に限ります。)に対しては補償できません。

(※)保健所等による消毒その他の処置の命令等をいいます。

対策2

見舞金

死亡補償保険金・入院補償保険金・業務上疾病休業補償保険金 など



対策3

訴訟対応 (賠償金)

■使用者賠償責任補償

ケガや病気などの業務災害により、貴社が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金や弁護士費用などを補償します。

■雇用慣行賠償責任補償

ハラスメントや解雇トラブルなどにより、貴社が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金や弁護士費用などを補償します。



業務外

(注)こちらの保険金は、業務中、業務外にかかわらず補償します。

対策4

■疾病入院医療保険金(日額補償) ■疾病入院医療費用保険金(実費補償)

医療機関・医師の指示に基づき臨時施設*または自宅で入院と同等の療養をした場合は、入院の場合と同様に補償します。

*厚生労働省が2020年4月2日に、地方公共団体に対して、無症状・症状の軽い新型コロナウイルス感染者を「宿泊療養」、「在宅療養」とするための準備に関して通知しましたが、この「宿泊療養」のための宿泊施設を含みます。

■所得補償保険金

ケガまたは病気により保険期間中に就業不能(※1)となった場合に、ご契約の免責期間(90日・545日のいずれか)を超える就業不能期間に対して[保険金月額×就業不能月数(※2)]を保険金としてお支払いします。

(1回の就業不能(※3)につき、ご契約の期間(1年・2年のいずれか)が限度)

(※1)就業不能とは、ケガや病気の治療のために入院していること、または入院以外の治療を受けていることにより、そのケガまたは病気を被った時に就いていた業務または職務にまったく従事できない状態をいいます。

(※2)就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

(※3)免責期間を超える就業不能が終了した日を含めて180日以内に再び就業不能になった場合は、原因が同一のケガまたは病気であるかを問わず同一の就業不能とみなします。

重症化による
長期休業への
対応に!

見舞金 長期休業 の対応

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

